

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案第2版と最終版の比較（条項別の変更ポイント）

改定最終版 目次	改定案第2版との比較
Preambles 前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると、いくつかの項目が最終版には追記されている。下記に主な追記内容を記載する</li> <li>前回の改定以降に採択された留意すべきスポーツに関する勧告の中に「Recommendation on extreme martial arts and combat activities (CM/Rec(2021)3)」が追加されている</li> <li>2021年2月にオンラインかつクローズドで開催された第16回欧州スポーツ閣僚会議の採択内容についても留意すべきと追記されている</li> <li>現状の欧州における競技スポーツの構造について追記されている。「欧州における競技スポーツの現在の構造は、主に国別の構成に基づき、地域、国、大陸、世界レベルで競技が行われ、国際統括団体の規制の役割を尊重している。このことはスポーツの一貫した発展や国際連帯の面で利益をもたらしている (the current structure of competitive sport in Europe, which is mainly based on a national configuration with competitions at regional, national, continental and global levels, and which respects the regulatory role of international governing bodies, has delivered benefits in terms of the coherent development of sport and international solidarity.) 」と記載している</li> </ul>
A. Introductory provisions (A. 導入規定)	
Article 1 - Aim of the Charter 第1条 憲章の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると、内容に大きな変更はないが、細かな文言が追記・変更されている。</li> <li>改定案第2版では第1項 (a)において、すべての若者が「基礎的なスポーツスキル (basic sports skills)」を身に付けられるように教育機関で体育の授業を受けられるようにすると記載していたが、最終版ではより具体的に「フィジカルリテラシー、フィジカルフィットネスの開発と基礎的なモータースキルの獲得 (develop physical literacy, physical fitness and acquire fundamental movement skills)」と記載している</li> </ul>
Article 2 - Definition of "sport" and scope of the Charter 第2条 スポーツの定義及び憲章の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2条の名称は改定案第2版では「憲章の定義及び範囲 (Definition and Scope of the Charter)」とされていたが、最終版では「スポーツの定義及び憲章の範囲 (Definition of "Sport" and scope of the Charter)」に変更されている</li> <li>最終版の第2項では本憲章の範囲として「スポーツ振興活動に欧州スポーツモデルとして理解されている欧州のスポーツフレームワークやスポーツ団体の共通の特徴を明らかにするもの (highlights the common features of a framework for European sport and its organisation, understood by the sports movement as the European sport model)」と追記されている</li> <li>改定案第2版では、第2項の中で「欧州評議会の加盟国に対して既存の法制度や政策を完成させるための (to perfect) ガイダンス」であると記載していたが、最終版では「既存の法制度や政策をより洗練させるため (to refine)」と変更されている</li> </ul>
B. Stakeholders (B. ステークホルダー)	
Article 3 - Public Authorities 第3条 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると、内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 4 – Sports Movement 第4条 スポーツ振興活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると、内容に大きな変更はないが、細かな文言が追記・変更されている</li> <li>最終版の第1項では「スポーツ振興活動を構成する団体は国際基準に則ったルールによって課された要件と制限に拘束される (Its organisations are bound by the requirements and limits imposed on them by legislation in accordance with international standards)」と記載されているが、「国際基準に則った」という部分は新たに追記されている</li> <li>改定案第2版の第4項では「スポーツ市場から収益を得るスポーツ団体は、トップスポーツとグラスルーツ・スポーツの間で財政的連帯に尽力すべき (Sports movement organisations earning revenue from the sports entertainment market shall be committed to financial solidarity from top sport to grassroots sports)」と記載されていたが、最終版ではトップスポーツとグラスルーツだけではなく「異なるスポーツ間、世界のあらゆる地域間 (among different sports and across all regions of the world.)」での財政的連帯にも尽力すべきと追記されている</li> </ul>
Article 5 – Corporate and professional sector 第5条 企業とプロスポーツ部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案第2版と最終版の比較（条項別の変更ポイント）

改定最終版 目次	改定案第2版との比較
C. Values-based sport (C. スポーツの価値)	
Article 6 – Human Rights 第6条 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版の第2項で示されていた具体的な施策の中から「h. 違反があった場合、効果的な救済へのアクセスを確保する (h. ensure access to effective remedy in case of any violations)」という項目が最終版では削除されている</li> </ul>
Article 7 – Education in values through sports ethics 第7条 スポーツ倫理を通じた学びの価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はないが、細かな文言が変更されている</li> <li>改定案第2版の第3項では「価値に基づくスポーツは人々に力を与え、公正さ、チームワーク、平等、規律、インクルージョン、尊重、誠実を徐々に教え込んでくれる (Intil)」と記載されていたが、最終版ではシンプル「教えてくれる (teach)」と変更されている</li> </ul>
Article 8 – Integrity 第8条 インテグリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 9 – Sustainability 第9条 持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はないが、細かな文言がいくつか変更されている。主な変更点は下記の通りである</li> <li>改定案第2版の第1項冒頭では「スポーツにおける持続可能性の原則はすべての活動が、経済的、社会的、環境的に持続可能であることを規定する (prescribe)」と記載されていたが、最終版ではすべての活動が・・・持続可能であることを要求する (requires)」に変更されている</li> <li>改定案第2版の第1項(c)では「リソースの事前処置とリスク防止 (resource precautions &amp; risk prevention)」と記載されていたが、最終版では「リソースの保持とリスク防止 (resource conservation and risk prevention)」に変更されている</li> </ul>
D. Sport for all (D. スポーツ・フォー・オール)	
Article 10 – Right to Sport 第10条 スポーツを楽しむ権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版の第3項(b)では「すべての人が体育やスポーツを実践する機会を十分に持ち、フィジカルフィットネスを身に着け、能力に応じたレベルのスポーツにおける成果を達成できるようにすること (make sure that everyone has full opportunities for practising physical education and sport, developing physical fitness and attaining a level of achievement in sport which corresponds to their abilities)」と記載されているが、最終版では「すべての人が体育やスポーツを実践する機会を十分に持ち、フィジカルリテラシーやフィジカルフィットネスを高め、基本的な運動スキルを身に着け、能力に応じたレベルのスポーツにおける成果を達成できるようにすること (make sure that everyone has ample opportunities to benefit from physical education and practise sport, develop physical literacy and physical fitness, acquire fundamental movement skills and attain a level of achievement in sport which corresponds to their abilities)」と変更されている</li> <li>改定案第2版の第3項(d)では「すべての住民 (all residents) がスポーツに参画する機会を得られるようにする」と記載されていたが、最終版では「地域のコミュニティに属するすべての人々 (all members of a local community) が・・・」と変更されている</li> </ul>
Article 11 – Building the foundations of sport practice 第11条 スポーツ基盤の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版の第1項では「体力の向上と基本的な運動スキル習得のために適切な措置を講じ、青少年によるスポーツの実践を奨励すること (Appropriate steps shall be taken to develop physical fitness and the acquisition of basic movement skills and to encourage the practice of sport by young people)」と記載されているが、最終版では「青少年のフィジカルリテラシーとフィジカルフィットネス向上のためにあらゆる手段を講じ、彼らが基本的な運動スキルを身に着け、スポーツを実践するように促すこと (All appropriate steps should be taken to develop physical literacy and physical fitness among young people, enabling them to acquire fundamental movement skills and to encourage them to practise sport)」と変更されている</li> <li>改定案第2版の第1項(f)では「親、教師、コーチ、その他の指導者が青少年に定期的に運動を行うように働きかけるような意見風土 (climate of opinion) を醸成する」と記載されているが、最終版では「定期的に運動を行うように働きかけるような環境作り (an environment) を奨励する」と変更されている</li> </ul>
Article 12 – Developing participation 第12条 参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 13 – Improving performance 第13条 競技力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 14 – Supporting top level and professional sport 第14条 トップレベル及びプロ・スポーツへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版・最終版ともに、第1項ではプロアスリートやハイレベル競技の選手に対する支援について具体的な例をいくつかあげているが、最終版ではその中に「デュアルキャリア支援 (the dual careers of athletes)」が追加されている</li> <li>改定案第2版・最終版ともに、第2項ではエンタメ業界を含むプロスポーツの運営者が果たすべき役割について述べているが、最終版ではその中に「調和のとれた競技規則の確保、スポーツインテグリティの保持、競技日程の調整について関連する国際競技団体の規制的な役割を支持すること (the regulatory role of the relevant international governing bodies as regards ensuring harmonised rules of the game, safeguarding the integrity of sport and co-ordinating competition calendars)」という内容が追記されている</li> <li>最終版には改定案第2版には記載されていなかった第3項が追記されており「トップレベルおよびプロスポーツ競技の運営組織はスポーツの長所を優先させるために公開性の原則を遵守すべきである。競技の運営者は個人/ローカルチームのニーズ・利益とナショナルチームのそれを調和させるように努力すべきである (The organisation of top-level and professional sports competitions should be in compliance with the principle of openness in sporting competitions, giving priority to sporting merit. Competition organisers should work to reconcile the needs and interests of individual/local team competitions and those of national teams)」と記載されている</li> </ul>

新ヨーロッパ・スポーツ憲章 改定案第2版と最終版の比較（条項別の変更ポイント）

改定最終版 目次	改定案第2版との比較
E. Means (E. 手段)	
Article 15 – Facilities and activities 第15条 施設及び活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 16 – Human Resources 第16条 人的資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版の第1項では、「スポーツに関するトレーニングコースは性別を問わず（All genders）すべての人々に適したものであるべき・・・」と記載しているが、最終版では「あらゆる背景を持つ（all backgrounds）すべての人々に適したものであるべき・・・」に変更されている</li> </ul>
Article 17 – Information and research 第17条 情報及び研究活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はない</li> </ul>
Article 18 – Finance 第18条 財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はないが、細かな文言が変更されている</li> <li>改定案第2版の第2項では「スポーツのための官民混合での財政支援は・・・スポーツセクターのさらなる発展のためのリソース創造と適切な帰属（appropriate attribution）を含めて奨励されるべきである」と記載があるが、最終版では「スポーツセクターのさらなる発展のためのリソース創造と適切な配分（allocate appropriate）を行うスポーツセクター自体の能力も含めて奨励されるべきである」に変更されている</li> </ul>
Article 19 – Domestic and international co-operation 第19条 国内及び国際協調	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はないが、細かな文言が変更されている</li> <li>改定案第2版の第1項では「本憲章の目的を達成するために、中央・地域・地方（central, regional and local levels）のレベルにおいて・・・適切な体制の整備が必要」と記載されていたが、最終版では「国・地域・地方レベル（national, regional and local levels）・・・」に変更されている</li> </ul>
F. Final provisions (F. 最終規定)	
Article 20 – Support and follow-up to the implementation of the Charter 第20条 本憲章の導入支援とフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定案第2版と最終版を比較すると内容に大きな変更はないが、細かな文言が変更されている</li> <li>改定案第2版の第3項では「欧州評議会のスポーツに関する拡大部分協定（EPAS）は以下のような形で本憲章の導入における進捗を評価し、促進するべき（should assess and promote）・・・」と記載していたが、最終版では「EPASは本憲章の導入における進捗を評価し、促進するために、以下のような形で活用されるべき（should be used to assess and promote）・・・」に変更されている</li> </ul>